

# 防犯灯設置等補助金のご案内

防犯灯補助金には「防犯灯設置等補助金」と「防犯灯管理補助金」の2種類があります。「防犯灯管理補助金」については「防犯灯管理補助金のご案内」をご覧ください。

## ○防犯灯設置等補助金

**【1基につき(設置/交換に関する)工事費の2分の1】(補助額限度=1基につき3万円まで)**

防犯灯を（設置/交換）工事完了後、電気工事店に代金を支払った上で、1年以内に申請するものです。防犯灯の新規設置や、既存の防犯灯を蛍光灯からLED等に交換した場合（器具一式の取付け）補助金の対象となります。

蛍光灯の球だけの交換や、自動点滅器等の修理は、補助の対象となりません。

※防犯灯工事については、市から工事業者の紹介や仲介は行っていません。複数の見積りを取るなどをしたうえで電気工事店に依頼してください。

## 申請手順

- ① 防犯灯工事を完了する。
- ② 電気工事店に代金を支払う。
- ③ 市に防犯灯設置等補助金を申請する。
- ④ 市から交付決定通知書が郵送され、指定の口座に補助金が振込まれる。

### 【補助金額】

1基につき **工事費総額の2分の1(但し限度額3万円)**

- ※ 蛍光灯、自動点滅器等のみの交換は対象外です。
- ※ 補助金の振込みは、申請後約2ヶ月程度かかります。
- ※ 100円未満の端数は切捨てになります。

### 【必要書類】

- ・電気工事店からの**工事費内訳が記載されているもの(工事内訳書、請求書等)の写し**
- ・**領収証の写し**
- ・**設置箇所を示す位置図**（任意様式）
- ・**預金通帳の表紙及び表紙裏面の写し**（口座振込みの場合）  
表紙裏面：口座名義がカタカナで記載されているページ  
※ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、裏面を参照

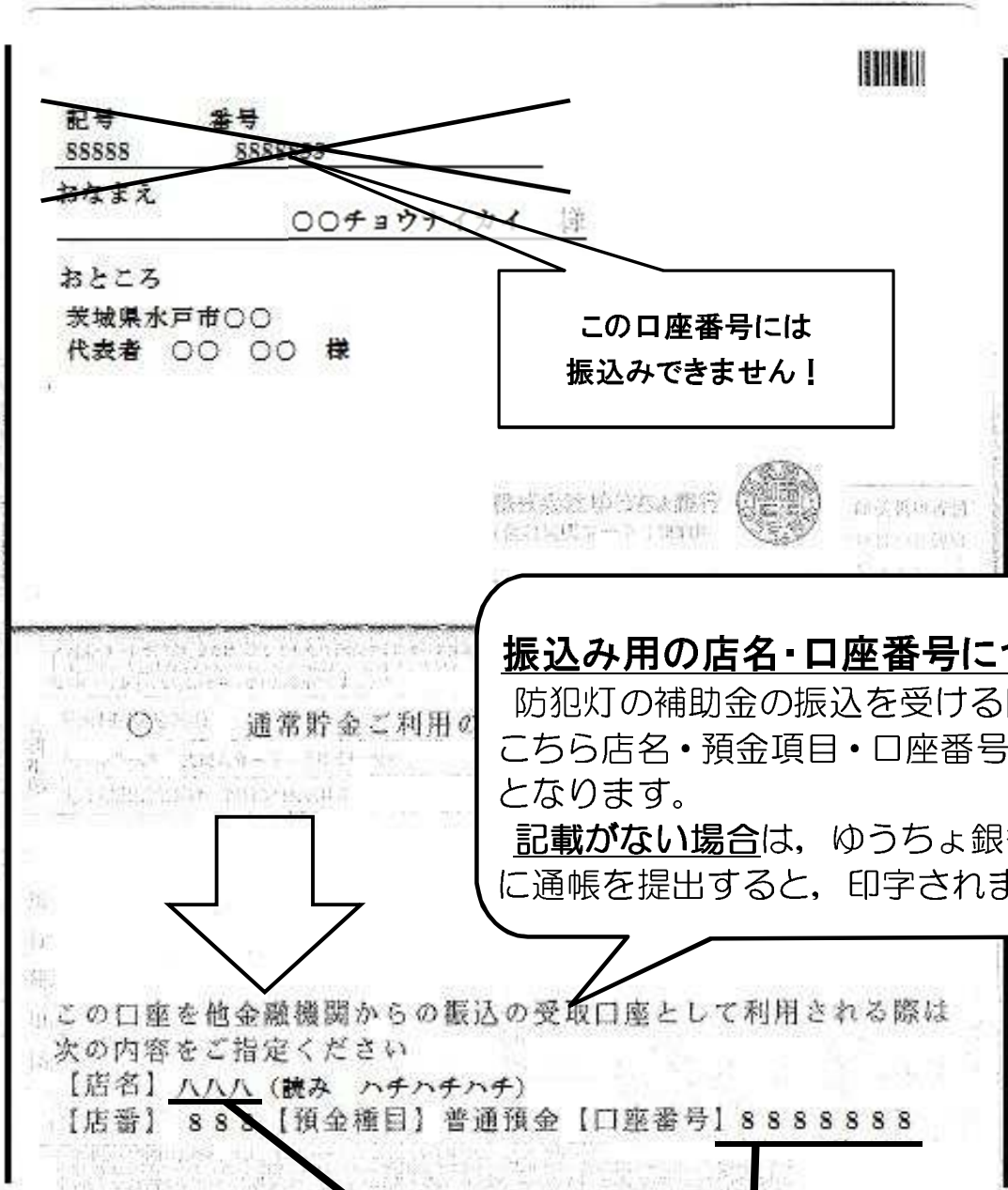
**【申請場所】** 生活安全課、赤塚・常澄・内原出張所及び各市民センター

担当課 市民協働部 生活安全課 交通防犯係 TEL 029-224-1113

**※不要となった防犯灯・老朽化による落下の危険性がある防犯灯については、廃止手続きや器具を撤去するなど、適切な維持・管理をお願いします。**

**ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合について**

ゆうちょ銀行の場合は、通帳表紙の裏面（口座名義がカタカナで記載してあるページ）コピーして添付してください。



**振込み用の店名・口座番号について**  
 防犯灯の補助金の振込を受ける際は、こちら店名・預金項目・口座番号が必要となります。  
 記載がない場合は、ゆうちょ銀行窓口に通帳を提出すると、印字されます。

※窓口に通帳を提出すると、振込用の店名・口座番号が印字されます。

**記入例**

振込先	ゆうちょ	銀信信農 行金組協	支店
預金種目	(普) 当貯 (通) 座蓄	口座番号	
フリガナ	〇〇チョウナイカイ ダイヒョウシャ 〇〇 〇〇		
口座名義	〇〇 町内会 代表者 〇〇 〇〇		